

パートナーシップ制度導入にかかる検討について

1. パートナーシップ制度とは

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務※が発生するものではありませんが、2人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常生活を支え合い、協力し合うことを約束した関係であると宣誓されたことを、行政が確認し、公的に認める制度です。

※法的な権利や義務：法定相続権、所得税の配偶者控除・扶養控除、遺族年金の受給など

自治体により条例や規則、要綱で定めるなど異なる運用しているため、パートナーであることの証明を受けたことにより享受できる行政サービスの内容も異なります。

近年はパートナーシップ宣誓者の子や親など近親者を、「家族としての思いを持つ関係である」と公的に認める『ファミリーシップ制度』の導入自治体も増えてきています。

2. 背景

平成27年に東京都渋谷区と世田谷区において全国ではじめて導入されたパートナーシップ制度は、全国で260自治体（令和5年2月1日現在）、府内では5自治体が導入済みであり、近年全国的に増加の傾向が見られます。

3. 計画での位置づけ

第2次木津川市男女共同参画計画「キラリさわやかプラン」基本理念

『男女がともに輝くまちづくり』

計画の体系

基本目標	II	人権尊重と安全・安心な暮らしの実現
重点目標	8.	困難な状況におかれた人への支援
施策の方向	20	性の多様性に対する理解の促進
具体的な取組		多様な性のあり方に関する理解を広めるための教育・啓発

4. 市におけるこれまでの取組み

〔人権研修・講演会の実施〕

LGBTに関する講演

年度	事業	講演内容
平成28年度	人権研修会	自分らしく生きる（麻倉ケイト氏）
〃	人権文化のつどい・キラリさわやかフェスタ	LGBTについて（村主章枝氏）
令和4年度	人権研修会	性的マイノリティの人権（堀江有里氏）

学校での講演会実施

年度	実施校	講演内容
平成27年度	木津中学校	性的マイノリティの人権
平成30年度	木津中学校	LGBTの人権問題
令和2年度	泉川中学校	LGBTQ+から自分らしく生きることについて考える。
令和4年度	木津中学校	LGBTQ等性的マイノリティの人権問題
〃	木津南中学校	あなたの身近にもいるLGBT

〔啓発冊子の活用〕 京都府発行「性の多様性と人権」の配布
人権強調月間、人権週間において配架及び啓発パネル展示

〔学校における配慮〕 市内5中学校すべて女子生徒の制服でズボンが選択可能
小学生の上靴の色分け（赤・青）廃止
市内小中学校すべてに多目的トイレの整備

〔男女共同参画審議会での意見聴取〕

令和4年3月8日「第2回木津川市男女共同参画審議会」開催

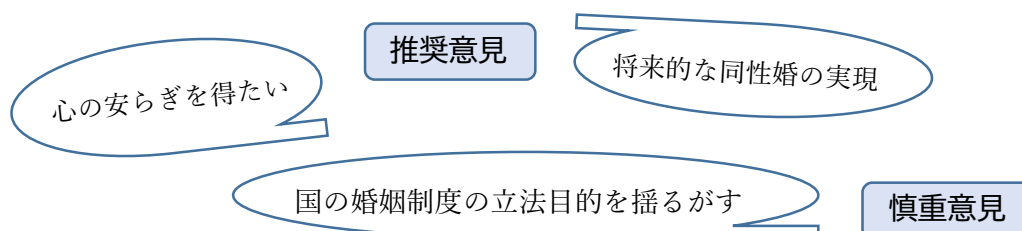
- 意見**
- ・同性婚に関する訴訟など社会的な問題となっていくのであるなら、その大きな課題への対応について市として想定しておく必要がある。
 - ・国や近隣の状況に注視していく必要がある。

5. 制度の効果

性的少数者等が抱えている生きづらさの軽減や性の多様性に対する理解が促進され、偏見や差別のない社会の実現が図られます。

パートナーシップ宣誓制度制定近隣自治体（令和5年2月10日時点）

自治体名	制定年月日	条例・要綱等	宣誓件数	制定に至った経緯
京都市	令和2年9月1日	要綱	115組	平成30年度からLGBTの取組みを行い、制度導入に至った。議会での質問があった。
亀岡市	令和3年3月1日	要綱	2組	令和2年6月議会質問の市長答弁により制定。
長岡京市	令和3年6月1日	要綱	3組	令和2年9月議会にて提言を受けた。
向日市	令和3年10月1日	要綱	0組	近隣市が実施したことにより、市長が施策決定した。
福知山市	令和4年4月1日	条例	0組	多様な生き方を選べる社会を目指す府内初の条例を制定。
奈良市	令和2年4月1日	要綱	12組	市民による問い合わせ等により制定。
大和郡山市	令和2年4月1日	要綱	5組	男女共同参画推進計画の見直し時に項目追加
天理市	令和3年4月1日	要綱	1組	市民による問合せ等により制定。
生駒市	令和3年4月1日	要綱	3組	人権施策に関する基本計画(第2次)に基づく。



6. 先進地事例を踏まえて見えてきた課題

- ・行政サービスの取扱いの整理
- ・事実婚（婚姻関係を結んでいない同居人等）によるパートナーの関係にある方との整理
- ・利用者のプライバシーの保護（宣誓により自身のセクシャリティのカミングアウトを必要とするため、当事者への丁寧なフォローが必要）
- ・制度の浸透（性的少数者の方が安心して暮らせるよう、当事者以外の市民へのより一層の啓発が必要）
- ・カップルとともに暮らす子どもも含めて「家族」として認めるファミリーシップ制度の検討

7. 今後の取組み

- ・人権啓発講演会・研修会の実施
- ・市独自啓発パンフレットの作成
- ・市ホームページにおける広報
- ・アンケート調査の実施
- ・パートナーシップ制度導入に伴う享受できる行政サービスの洗い出し

同性婚訴訟にかかる判例について

日本では同性間の婚姻を求める訴訟が行われていますが、現時点で同性婚は法的には認められていません。

◆ 同性婚訴訟を巡る司法判断

日本国憲法	札幌地裁判決 (2021年3月)	大阪地裁判決 (2022年6月)	東京地裁判決 (2022年11月)
憲法14条 (法の下での平等)	【違憲】 合理的な根拠を 欠く差別的な取 扱いに当たる	【合憲】 異性カップルとの 差異は立法裁量の 範囲を超えない	【合憲】 区別取り扱いには合理的な根拠が存するもの
憲法24条 (婚姻の自由)	【合憲】 婚姻の自由は異性婚のみに及び、同性間には含まない		【違憲状態】 法制度が存在しないことは、婚姻や家族に関する事項は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して定めなければならない」と規定する憲法24条2項に「違反する状態」にある

憲法14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

憲法24条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。